

議 長 日程第10「報告第5号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題とします。

本件は報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、報告第5号健全化判断比率及び資金不足比率について御報告をさせていただきます。

この健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにするため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成21年4月より全面施行され、財政の健全性に関する比率の公表制度が設けられたものでございます。

その比率に応じてですね、地方公共団体が早期健全化及び財政の再生に係る行財政運営の措置を講じることを目的に、この4つの財政指標について公表することとなっております。1つ目に実質赤字比率、2つ目に連結実質赤字比率、3つ目に実質公債費比率、4つ目にですね、将来負担比率の指標と併せてですね、公営企業会計の資金不足比率の公表がですね、毎年度義務づけられております。

それぞれですね、比率の一定の基準を超えてしまうと、財政健全化計画や財政再生計画を策定することが義務づけられております。そうした場合には、許可がなければですね、地方債が発行できなくなるなど、国や県の関与が強まることとなります。

なお、この比率につきましては、財政の健全化に関する法律第3条の規定により、監査委員からこの4つの指標をもとに、その算出根拠となる数値を検証して、計数が適正に算出されているかを確認をし、その結果に対し、財政状況の分析、財政健全化の推進の必要性等について監査委員の審査を受けたところ、適正と認められましたので、ここで議会に報告をさせていただくものでございます。

それでは、個別の指標について御説明をさせていただきます。1枚おめくりいただき、別紙になります。まず1つ目の令和5年度決算に基づく松田町健全化判断比率でございます。単位はパーセントでございます。この表の左からで

ございますが、実質赤字比率でございます。これは一般会計等を対象とした実質赤字額のいわゆる標準財政規模に対する比率でございます。分母の標準財政規模はですね、自治体が通常の水準の行政サービスを提供するために必要な一般財源をどの程度持っているかを表す指標で、普通交付税算定上の町税や譲与税などの合計値、いわゆる標準税収額とに加え、普通交付税とですね、臨財債を足したものとなります。なお、松田町の令和5年度ですね、標準財政規模におきましては、32億3,337万円となっております。

そして、括弧内の数値でございます。町の基準値ではですね、これが15%を超えると早期健全化の団体になってしまうという数値でございます。松田町におきましては、赤字なくですね、比率がないというものとなりますので、横棒となっております。

続きまして、連結実質赤字比率でございます。こちらは企業会計などを含めた全会計を対象した実質赤字の、先ほどの標準財政規模に対する赤字の比率となっております。括弧内の20%を超えると早期健全化の団体となりますが、松田町におきましては横棒となっており、赤字は算定されていないという状況でございます。

続きまして、3つ目ですね。実質公債費比率でございます。こちらは地方公共団体の一般会計等が負担する公債費及び公債費に準ずるもの、こちらもですね、標準財政規模を基本とした額に対する比率でございます。いわゆる実質的な公債費に費やした一般財源の額が標準財政規模に占める割合でございます。この算出方法につきましては、過去3年間の平均値を用いて行うもので、この比率がですね、括弧内の25%以上の団体につきましては財政健全化計画の策定が必要となります。そして35%を超えると財政再生団体となります。松田町におきましては6.3%と、昨年度比0.2%の増となっております。傾向といたしましては、令和5年度は令和元年度の臨財債、また町道3号線及び6号線道路改良事業の元金償還が始まったことに伴い、元利償還金が増えましたが、標準財政…税収の額及び普通交付税の増額による標準財政規模が大きくなったことでですね、分母の値が増加し、単年度の比率につきましては減少しましたが、一

方、3か年の平均で出しますので、単年度の比率が低かった令和2年度がですね、平均の計算から外れたことにより、本年度は0.2%の増となったところでございます。

続きますと、4つ目になります。将来負担比率でございます。こちらは、ある時点における借金の額を捉えようとしている指標でございます。普通会計が将来負担すべき負債の標準財政規模に占める割合でございます。公営企業等も含めて、地方公共団体が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に占める割合を表したものでございます。括弧内の350%を超えますと、財政健全化計画の策定が必要となりますが、松田町におきましては7.1%となっている状況でございます。こちらは昨年度比9.2%の減となっており、主な減少要因につきましては、地方債現在高の減少に特別会計の起債償還が済んだことなどによるいわゆる公営企業債等繰入れ見込額の減少により、将来負担額が大きく減少したものでございます。

続きますと2つ目でございます。令和5年度決算に基づく松田町の公営企業の資金不足比率でございます。御覧のとおり、松田町の下水道事業特別会計、寄簡易水道事業特別会計、上水道事業会計の資金不足につきましては、ございませんでしたので、横棒となっております。

いずれにしても令和5年度の状況を見ますと、いずれの会計についてもですね、資金不足がない状況でございました。

それでは、裏面になります。参考資料でございます。最終ページになりますが、7月の30日付でございますね、提出された財政健全化法の規定によりですね、監査委員の審査に付し、その審査意見書を添付させていただきました。資料2つ目の審査結果につきましては、健全化判断比率及びその算出の基礎となる事項を記載した書類について、いずれも適正に作成されていることが認められましたので、ここに報告をさせていただきます。

以上で説明及び報告を終わりにさせていただきます。

議 長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。
ごさいませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で報告を終わりにします。